

葉山町災害復旧援助資金の貸付けに関する条例の一部を  
改正する条例

葉山町災害復旧援助資金の貸付けに関する条例（昭和54年葉山町条例  
第26号）の一部を次のように改正する。

（別紙）

令和2年2月13日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

災害復旧援助資金の償還等について、所要の改正を行う必要があるため、提案するものであります。

## 葉山町条例第 号

### 葉山町災害復旧援助資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例

葉山町災害復旧援助資金の貸付けに関する条例(昭和54年葉山町条例第26号)の一部を次のように改正する。

第12条、第13条の前の見出し及び同条を削り、第14条の前に見出しとして「(委任)」を付し、同条を第15条とする。

第11条を第14条とし、第10条を第13条とし、第9条の次に次の3条を加える。

(償還金の支払猶予)

第10条 町長は、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、災害復旧援助資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になると認められるときは、償還金の支払を猶予することができる。ただし、災害復旧援助資金の貸付けを受けた者が、第12条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

(償還免除)

第11条 町長は、災害復旧援助資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害復旧援助資金を償還することができなくなったと認められるとき又は破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害復旧援助資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、災害復旧援助資金の貸付けを受けた者が、第12条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

(報告等)

第12条 町長は、償還金の支払を猶予し、又は災害復旧援助資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害復旧援助資金の貸付けを受けた者の収入又は資産の状況について、災害復旧援助資金の貸付けを受けた者に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和元年8月1日以後に生じた災害から適用する。

# 条例の概要

## 題 名

葉山町災害復旧援助資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例

## 1 趣 旨

災害復旧援助資金の償還等について、所要の改正を行うこととした。

## 2 内 容

- (1) 災害復旧援助資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除できる事由として、災害復旧援助資金の貸付けを受けた者が死亡したとき等に加え、「破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたとき」を追加することとした。ただし、収入又は資産の状況について報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでないこととした。
- (2) 災害復旧援助資金の償還金の支払猶予又は償還免除の判断のために必要があると認めるときは、貸付けを受けた者又は官公署に対し報告等を求めることができることとした。
- (3) その他所要の改正を行うこととした。

## 3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、令和元年 8 月 1 日以後に生じた災害から適用することとした。

葉山町災害復旧援助資金の貸付けに関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>葉山町災害復旧援助資金の貸付けに関する条例 昭和54年11月1日条例第26号</p> <p><u>(償還金の支払猶予)</u></p> <p>第10条 町長は、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、 災害復旧援助資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが 著しく困難になったと認められるときは、償還金の支払を猶予することが できる。ただし、災害復旧援助資金の貸付けを受けた者が、第12条の規定 により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告 をしたときは、この限りでない。</p> <p><u>(償還免除)</u></p> <p>第11条 町長は、災害復旧援助資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、精 神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害復旧援助資金を償還するこ とができなくなったと認められるとき又は破産手続開始の決定若しくは再 生手続開始の決定を受けたときは、当該災害復旧援助資金の償還未済額の 全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、災害復旧援助資金 の貸付けを受けた者が、第12条の規定により報告を求められて、正当な理 由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。</p> <p><u>(報告等)</u></p> <p>第12条 町長は、償還金の支払を猶予し、又は災害復旧援助資金の償還未済 額の全部若しくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があ ると認めるときは、災害復旧援助資金の貸付けを受けた者の収入又は資産 の状況について、災害復旧援助資金の貸付けを受けた者に報告を求め、又 は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることがで きる。</p> <p>第13条・第14条 (略)</p>	<p>葉山町災害復旧援助資金の貸付けに関する条例 昭和54年11月1日条例第26号</p> <p>第10条・第11条 (略)</p> <p><u>(償還免除)</u></p>

改正後	改正前
(削除)	<p>第12条 町長は、災害復旧援助資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい傷害を受けたため、災害復旧援助資金を償還することができなくなったと認められるときは、当該災害復旧援助資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。</p> <p>(償還金の支払猶予)</p>
(削除)	<p>第13条 町長は、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、災害復旧援助資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、第7条及び第9条の規定にかかわらず、償還金の支払を猶予することができる。</p>
<p>(委任)</p> <p>第15条 (略)</p>	<p>第14条 (略)</p>